令和4年度 台風15号に伴う各種支援制度について

【更新日:令和4年10月31日】

この度の被災に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

台風15号により被災された方々に生活復旧支援のための情報をお知らせいたします。詳しくはそれぞれの担当課へご相談ください。

また、該当する項目の「□欄」に✔印を付けると手続きの漏れがなくなります。確認にご利用ください。

皆様が一日も早く普段の生活を取り戻されることをお祈りいたします。

		Ħ	1/
1	罹災証明書・被災証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P 3
2	災害ごみの処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P 4
3	災害見舞金等の支給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P 5
4	災害援護資金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P 6
5	住まいについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P 7
6	税金等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P 9
7	被保険者証等の再交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
8	教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P16
9	中小企業災害対策資金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P16
10	災害ボランティアについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P17
11	弁護士相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P17
12	NHK 放送受信料の免除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• P17

13 袋井市情報配信サービス「メローねっと」・・・・・・・ P18

【問い合わせ先】

袋井市各担当課 20 43-2111 (代表)

※受付時間は平日の午前8時30分~午後5時15分です。(祝日・年末年始を除く)

※担当課名の下に、電話番号が記載されている場合は、そちらにお問い合わせください。

1 罹災証明書・被災証明書について

保険の申請などを行う場合、罹災証明書や被災証明書が必要となることがあります。証明書の「要」・「不要」についてご確認いただき、証明書の申請手続については、担当課へご連絡ください。証明発行までにお時間がかかる場合もありますのでご了承ください。

項目	内 容	担当課	必要書類
罹災証明書の発行	罹災証明書 災害による住家等の被害について、その事実を市 が確認することができる場合に、被害の程度を証明 するものです。 ※住家とは、実際に居住のために使用している建物 を意味します。店舗や事務所、空家等の居住用建物 以外は、課税課にて被災証明書を発行します。	市役所 2 階 課税課 資産税係 2 0538-44-3110	①罹災(被災)証明申請書 ②被害程度が確認できる写真 ③本人確認書類(代理人の場合は代 理人の本人確認書類)
被災証明書の発行	被災証明書 災害による動産(家財・車輛・カーポートなど) 等住家以外の被災を証明するものです。	市役所 4 階 総務課 行政係 20538-44-3100	①罹災(被災)証明申請書 ②被害程度が確認できる写真 ③本人確認書類(代理人の場合は代 理人の本人確認書類) ④委任状(代理人の場合)

2 災害ごみの処理について

災害により発生したごみの処理などを行います。担当課へご相談ください。

項目	内 容	担当課	必要書類
可燃ごみの処理	可燃ごみは、中遠クリーンセンターへ自己搬入してください。 当分の間は、災害によって発生したごみであることを口頭で申し出ていただくと、その場で書類を作成しますので、係員の指示に従ってください。 搬入料金は無料です。	中遠クリーンセンター 23 0538-30-0530	なし
不燃ごみの処理	不燃ごみは、令和4年9月26日(月曜日)から 11月30日(水曜日)までの間は、罹災証明書なし で中遠広域粗大ごみ処理施設に無料で搬入できま す。 事業で使用していた機械や備品等は搬入できま せん。	中遠広域粗大ごみ処理施設 20538-37-4854	なし
家電4品目(テレビ、 エアコン、冷蔵庫・冷 凍庫、洗濯機・衣類乾 燥機)の処理	被災した家電4品目は、当分の間、市役所に搬入してください。事業で使用していたものは搬入できません。 被災した家電4品目の持ち込みであることを市役所2階・環境政策課窓口で申し出てください。職員が被災状況を確認したうえで、受付と案内をいたします。	市役所 2 階 環境政策課 環境衛生係 23 0538-44-3115	なし

3 災害見舞金等の支給について 担当課へご連絡ください。

項目	内 容	担当課	必要書類
□災害見舞金の支給	災害により住居が全壊又は半壊、一部半壊、床上 浸水の被害を受けた世帯には、災害見舞金を交付し ます。 また、借家、借間の世帯で家財の被害が4割以上 ある方に対しても見舞金を交付いたします。 なお、被害の状況により、見舞金の交付額は異な ります。 令和4年10月13日から、市が被害状況を把握し ている世帯に対して、随時案内通知を送付していま す。 ・受付期間 令和4年12月28日(水)まで	市役所1階 しあわせ推進課 社会福祉係 20538-44-3121	①被害等確認書(申請書) ②家財損害状況(借家又は借間の世 帯のみ)
□ 災害障害見舞金の支給	市民が災害により負傷し、次に掲げる程度の障害が残った場合には、災害障害見舞金を支給しますので、ご相談ください。 負傷の程度 (1)両目を失明 (2)そしゃく及び言語機能を廃する (3)神経や精神、胸腹部の臓器に著しい障害が残り、常に介護を要する (4)両腕又は両足をひじ関節以上で失う (5)両腕又は両足の機能を失う	市役所1階 しあわせ推進課 社会福祉係 2 0538-44-3121	①診断書 ②被災証明書(原本) ※②は袋井市外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状況となった場合 のみ

項目	内 容	担当課	必要書類
災害救助法に基づく 被服・寝具その他生活 必需品	「全壊」、「流出」、「半壊」又は「床上浸水」の被害により、必要な被服や日用品等を損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に対し、生活必需品を現物支給します。 なお、保管された物があったり、寄贈等により必要最小限のものを調達できれば対象外になります。・受付期間 令和4年10月31日(月)まで	市役所1階 しあわせ推進課 社会福祉係 20538-44-3121	①申請書

4 災害援護資金について

担当課へご相談ください。

※災害救助法が適用された災害(都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害)における被災の時のみ申請できます。

項目	内 容	担当課	必要書類
災害援護資金の貸付	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方で世帯の所得合計が次の基準に満たない方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度がありますので御相談ください。 所得合計の基準 (1)1人世帯 220万円 (2)2人世帯 430万円 (3)3人世帯 620万円 (4)4人世帯 730万円 (5)5人世帯以上 4人世帯に一人増すごとに3万円を加算 ※住居が滅失した場合は、1,270万円 ・受付期間 令和5年1月4日(水)まで	市役所1階 しあわせ推進課 社会福祉係 20538-44-3121	①災害援護資金借入申込書 ②罹災証明書(原本) ③本人確認書類のコピー ④印鑑 ⑤令和3年分所得証明書(前年、袋井 市外に居住していた者が対象) ※必要に応じて各種証明書、診断書 等

5 住まいについて

担当課へご相談ください。

項目	内 容	担当課	必要書類
床上消毒	床上浸水被害があった世帯に対し、消毒液を配布 しています。	総合健康センター 2 階 健康づくり課 健康企画室 20538-84-6127	なし (電話連絡等)
床下消毒	床下浸水被害があった世帯に対し、自治会を通じ て消毒液を配布しています。	市役所 2 階 環境政策課 環境衛生係 2 0538-44-3115	なし (電話連絡等)
住宅の応急修理	準半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では修理を行うことができない世帯(大規模半壊以上の世帯を除く)に対し、元の住家に引き続き住むことを目的として、日常生活に必要最小限度の部分を、市が応急的に修理します。	市役所 3 階都市計画課建築住宅室 10538-44-3123	①申請書 ②罹災証明書(写し) ③施工前の写真
建築確認申請手数料 等の減免	災害により建築物が半壊以上又は床上浸水の被害を受けた方が、被災後2年以内に建築物を建築する場合、建築確認申請手数料等を減免しますので、ご相談ください。	市役所 3 階都市計画課建築住宅室 1 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	①罹災証明書(写し)

項 目	内 容	担当課	必要書類
□障害物の除去	災害により半壊以上又は床上浸水した住家で、住居内又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去できない方に対し、市が必要最小限の除去を行う制度がありますので、ご相談ください。 ・受付期間 令和4年10月31日(月)まで	市役所 3 階 維持管理課 管理係 23 0538-44-3130	①申込書 ②資力に関する申出書 ③住宅の障害物の除去申込チェックシート ④罹災証明書(写し) ⑤住居内の除去前の写真 ⑥見積書
□ 応急仮設住宅	災害救助法が適用された災害によって住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方のため、仮設住宅を提供する制度がありますので、ご相談ください。 該当となる住家の被害程度 (1)住居の全壊又は流失により居住する住宅がない方 (2)半壊(大規模半壊及び中規模半壊を含む)であっても水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方	市役所1階 しあわせ推進課 社会福祉係 120538-44-3121	①罹災証明書(原本)
独立行政法人住宅金 融支援機構の融資に 関する相談	独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復 旧のための建設資金、購入資金又は補修資金の融資 を行います。	住宅金融支援機構お 客様コールセンター (災害専用ダイヤル) 23 0120-086-353	①罹災証明書(原本)

6 税金等について

災害により被害を受けた場合、被災状況により税金、保険料、使用料などの減免や手当等の支給制限の解除、特例措置が適用される場合があります。担当課へご相談ください。

(1) 税金

項目	内 容	担当課	必要書類
市県民税の減免	災害により、生活に通常必要な資産等の被害の 損害が、資産の総価格の3割以上に生じた場合、 被災日以降の納期の税額を減免できる場合があり ますのでご相談ください。	市役所 2 階 課税課 市民税係 2 0538-44-3109	①災害関連支出、及び損害の額が分かるもの ②被災前の資産の総額が分かるもの ③保険金等損害の支給があった場合 は、支給額の分かるもの ④本人確認書類(代理人の場合は代理 人の本人確認書類) ⑤委任状(同居家族以外の場合)
固定資産税・都市計画税の減免	災害により被害を受け、その損害の程度により、 税額を減免できる場合があります。 ※対象となる可能性がある方には、市から別途通 知させていただきます。ご不明な点はご相談くだ さい。	市役所 2 階 課税課 資産税係 20538-44-3110	※通知文書に記載します。
納税の猶予	災害により被害を受け、市税を一時に納付する ことが困難な場合、市税の「納税の猶予」や「分割 納付の相談」を受け付けています。	市役所 2 階 納税課 収納対策室 20538-44-3111	①罹災証明書(写し) ②被災証明書(写し) ※①は市が住家の被害認定調査をおこなっていない場合に必要となります。

項目	内 容	担当課	必要書類
被災住宅用地の特例 措置	災害による被害により住宅が滅失又は損壊し、すぐに住宅用地として使用できない場合、被害発生年度の翌年度又は翌々年度の2年度分の固定資産税・都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置を適用できる場合がありますので、ご相談ください	市役所 2 階 課税課 資産税係 20538-44-3110	なし
個人の市県民税に係 る雑損控除	災害によって住宅等の資産に損害を受けた方は、確定申告又は市県民税の申告で所得控除を受けることができる場合があります。 ※事前にご相談いただいたうえで、所得税申告(市県民税申告)の手続きをしてください。 所得税確定申告については、磐田税務署(20538-32-6111(代表))へご相談ください。	市役所 2 階 課税課 市民税係 23 0538-44-3109	①災害関連支出の金額の領収書類 ②災害関連の損失額を証する書類 ③被害を受けた住宅家財等の明細(資 産内容、取得時期、取得価格等)が分 かるもの ④保険金等の支給額がわかる書類 ⑤源泉徴収票など所得や各種控除を確 認できる証明書等 ⑥本人確認書類(代理人の場合は代理 人の本人確認書類)

(2) 国民健康保険税

項目	内 容	担当課	必要書類
□ 国民健康保険税の減免	災害により住宅に著しい損害を受け、保険税の 納付が困難になった場合は、保険税が減免される 場合がありますので、ご相談ください。	市役所 1 階 保険課 国保年金係 2 0538-44-3113	①罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。 ※本人申請

(3) 国民年金保険料

項目	内 容	担当課	必要書類
□ 国民年金保険料の免除	災害により財産に損害を受け、保険料の納付が 困難になった場合は、掛川年金事務所(20537- 21-5524)へご相談ください。	市役所1階 保険課 国保年金係 23 0538-44-3113	①罹災証明書 (写し)

(4)後期高齢者医療保険料等

項目	内 容	担当課	必要書類
後期高齢者医療保険 料の減免	災害により居宅等の資産に100分の30以上の被害を受けた、世帯の被保険者と世帯主の前年の合計所得金額が1000万円以下の方で、保険料の納付が困難になった場合は、ご相談ください。なお、保険金による補填がある場合には、保険金の支払い報告書が必要になるなど、状況によって提出書類が異なります。申請前に必ずお問い合わせください。	市役所 1 階 保険課 保険給付係 23 0538-44-3191	①罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。

(5) 介護保険料等

項目	内 容	担当課	必要書類
□ 介護保険料の減免	災害により住宅、家財その他の財産について著し い損害を受け、保険料の納付が困難になった場合 は、保険料が減免される場合がありますので、ご相 談ください。	市役所 1 階 保険課 介護保険係 23 0538-44-3152	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定調査をおこなっていない場合に必要となります。
□ 介護保険利用者負担 額の減免	災害により住宅、家財その他の財産について著し い損害を受け、利用者負担額の支払いが困難になっ た場合について、利用者負担額の減免を行う場合が ありますので、ご相談ください。	市役所 1 階 保険課 介護保険係 23 0538-44-3152	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。

(6) 特別障害者手当等の支給制限の解除

項目	内 容	担当課	必要書類
介護給付費、訓練等給 付費及び施設訓練等 支援に係る利用者負 担の減免	障害福祉サービス利用に係る利用者負担額の費用の納入義務者が、災害によりその支払いが困難になった時は、費用額が減免される場合がありますので、ご相談ください。	市役所1階 しあわせ推進課 障がい者福祉係 20538-44-3114	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。
特別障害者手当の支 給制限の解除	特障害者手当又は障害児福祉手当の支合制限を受け、支給停止となっている方が、災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分1	市役所1階 しあわせ推進課	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定
障害児福祉手当の支 給制限の解除	以上の損害を受けたときは、支給停止が解除され、 手当てが支給される場合がありますので、ご相談く ださい。	障がい者福祉係 ②0538-44-3114	調査をおこなっていない場合に必要となります。

(7) 保育料の減免

項目	内 容	担当課	必要書類
保育料の減免	保育園に入園している児童の世帯の居住用家屋が天災その他の不慮の災害により著しい損害を受けたことにより保育料の負担が困難であると認められるときは、 保育料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	教育会館1階 すこやか子ども課 子ども保育係 120538-86-3332	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。

(8) 児童扶養手当等の支給制限の解除

項目	内 容	担当課	必要書類
□ 児童扶養手当の支給 制限の解除	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2	市役所1階 しあわせ推進課 家庭福祉係 23 0538-44-3184	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定
□ 特別児童扶養手当の 支給制限の解除	分1以上の損害を受けたときは、支給停止が解除され、手当てが支給される場合がありますので、ご相談ください。	障がい者福祉係 ☎0538-44-3114	調査をおこなっていない場合に必要となります。

(9) 下水道使用料等

項目	内 容	担当課	必要書類
下水道事業受益者負 (分) 担金の徴収猶予	災害により受益者負(分)担金の支払いが困難に なった場合は、ご相談ください	市役所 3 階 上下水道課 総務経理係 (下水道担当) 2 0538-84-6081	①被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。 ②印鑑

7 被保険者証等の再交付について

災害で次の保険証等を紛失した場合は、必要書類を担当課でご確認の上、再発行を受けてください。

項目	担当課	必要書類
国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証を含む)	市役所 1 階 保険課 国保年金係 23 0538-44-3113	①本人確認書類又は被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。
後期高齢者医療被保険者証	市役所 1 階 保険課 保険給付係 23 0538-44-3191	①本人確認書類又は被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。
年金手帳(基礎年金番号通知書) ※令和4年4月から基礎年金番号通知書に変更になりました。 ・第1号被保険者(自営業、学生など)の方は、市又は掛川年金事務所へ ・第2号被保険者(会社員、公務員など)の方は、勤務先へ ・第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の方は、配 偶者の勤務先又は掛川年金事務所	掛川年金事務所 20537-21-5524 市役所1階	※掛川年金事務所(29 0537-21- 5524)へお問い合わせください。
年金証書 ・厚生年金・国民年金の年金証書については、掛川年金事務所(20537-21-5524)へ ・共済年金の年金証書については、交付を受けた団体へ	保険課 国保年金係 23 0538-44-3113	
母子健康手帳 ・母子健康手帳のほか、妊娠中の方については 妊婦健康診査受診票、産婦 の方については産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査受診票など、 必要に応じて再発行しますのでご相談ください。	総合健康センター2階 健康づくり課 おやこ健康係 20538-42-7340	①本人確認書類 (出産後は子ども又は 保護者の本人確認書類)

項目	担当課	必要書類
□ 子ども医療費受給者証	市役所1階 しあわせ推進課	①健康保険被保険者証
□ ひとり親家庭等の福祉医療証	家庭福祉係 20538-44-3184	なし
□ 重度障害者(児)医療費助成受給者証	市役所1階 しあわせ推進課 障がい者福祉係 2 0538-44-3114	①健康保険被保険者証
□身体障害者手帳		
□ 療育手帳	市役所1階 しあわせ推進課 障がい者福祉係 1980 1114	①本人又は代理人の申し出による証明書発行 (手帳が再交付されるまでの間、手帳を所持していたことの証明書の交付
□ 精神障害者保健福祉手帳 □ ************************************		が受けられます。)
□ 介護保険被保険者証	市役所 1 階 保険課 介護保険係 2 0538-44-3152	①本人確認書類又は被災証明書又は罹災証明書(写し) ※罹災証明書は市が住家の被害認定 調査をおこなっていない場合に必要 となります。

8 教育(小・中学校)について

項目	内 容	担当課
居住地変更の手続き	市立の小・中学校に就学している児童・生徒のいる世帯で、 災害により居住地が変更になる時は、手続きが必要となる場合がありますので、ご相談ください。	教育会館1階 学校教育課 指導係 ② 0538-86-3222 FAX 0538-86-3666 各小・中学校
教科書購入の手続き	災害により教科書が紛失したり、使えなくなったりした場合は、学校の教科書担当の先生にご相談ください。	教育会館1階 学校教育課 指導係 ② 0538-86-3222 FAX 0538-86-3666 各小・中学校
就学援助制度の申請	小・中学校に就学している児童・生徒のいる世帯で、災害により家屋が全壊大規模半壊、半壊、流失、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態等の家計急変の場合には、就学援助の対象となる場合がありますので学校又は担当課までご相談ください。	教育会館1階 教育企画課 教育総務係 25 0538-86-3111 各小・中学校

9 中小企業災害対策資金について

-	1 1	T	
	項目	内 容	担当課
	□ 中小企業災害対策資金	令和4年台風 15 号に伴う災害で被災した事業者が、復旧・ 復興資金として利用できます。 (融資限度額 5,000 万円)	市内各取扱金融機関、袋井商工会議所、浅羽町商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団静岡県経済産業部商工金融課(054-221-2513)

10 災害ボランティアについて

項目	内 容	担当課
災害ボランティアの 派遣	次のようなことでお困りの方に、ボランティアを派遣いたします。 ・家財の片づけ ・敷地内・住居内の汚泥掃除・ゴミの撤去 ・家具の移動・畳の運搬 など	社会福祉法人袋井市社会福祉 協議会 20538-43-3020

11 弁護士相談について

項目	内 容	担当課
弁護士無料電話相談	法律問題に限らず、お困りごとやお悩みがある方、お気軽 にお電話ください。担当の弁護士が数日内に折り返し、無料 で相談に応じます。	静岡県弁護士会 2054-204-1999 (10:00~16:00)

12 NHK 放送受信料の免除について

項目		内 容	お問い合わせ先
	放送受信料の免除	住家の被害が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害 を受けた建物の放送受信契約について、放送受信料の2か月 相当分を免除します。	NHK静岡放送局 経営管理企画センター 視聴者グループ ②054-654-5200 (平日/午前10時〜午後5時) ※罹災証明書の写し(コピー) が必要

13 袋井市情報配信サービス「メローねっと」

項目	内 容	担当課
袋井市情報配信サービス「メローねっと」	メール・LINEで受信できる袋井市の情報配信サービスです。今回の台風15号被害の復旧・支援に関する情報に追加や更新があった場合には、その内容も配信します。まだ登録されていない方は、この機会にぜひご登録ください。 【登録方法】 次のQRコードから登録案内サイトにアクセスし、案内に従って登録。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市役所4階 企画政策課 シティプロモーション室 ☎0538-44-3104